

# 民間木造住宅の耐震補助事業(5~12月)のご案内

1995年の阪神・淡路大震災では死因の9割近くが家屋等の倒壊による圧迫死で、2011年の東日本大震災では現行の耐震基準の建築物の被害が少なかったことをご存知でしょうか。

町では、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物(旧耐震基準)の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震化の促進を図る支援策として耐震診断及び改修費用の一部を助成する制度を設けています。

お住まいの建築物が下記の要件に該当する場合は、この機会に現在の建築物の状況を確認されることをお勧めします。



## 1. 補助対象建築物 (①~③全てに該当)

- ①町民の方が所有し、自ら居住している建築物
- ②昭和56年5月31日以前に建築しているもの、または昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築確認済証の交付されたもの
- ③地上3階建て以下の木造在来工法及び枠組壁工法の戸建て住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅

## 2. 補助概要

	補助金の対象となる事業	事業の内容	各事業に係る金額の概要	
			費用の目安(注2)	左記のうち、町の補助限度額(注3)
①	耐震相談(簡易診断)	町と契約している耐震診断士が現地を訪問して、耐震に関する相談及び簡易診断を行います	無	料
②	一般診断・耐震改修計画書の作成	簡易診断で総合評点(注1)が1.0未満の場合、より専門的な観点から診断とそれに基づいた基本的な改修計画を作成します	55,000円	25,000円
③	耐震補強図面の作成	一般診断で総合評点が1.0未満の場合、一般診断・耐震改修計画書に基づき補強工事図面を作成します	132,000円	60,000円
④	耐震補強工事に係る監理	耐震補強工事の施工を監理します	33,000円	15,000円
⑤	耐震補強工事	耐震補強工事図面に基づき工事します	補強工事の総額	500,000円
※補強工事を行う場合は、事前に都市計画課にご相談下さい。				

- (注1) 総合評点とは、木造住宅の耐震構造性能を総合的に判断するもので、建物の安全性を数値で示すものです。  
 (注2) 一般診断・耐震改修計画書の作成、耐震補強図面の作成及び耐震補強工事に係る監理に要する費用の総額は、神奈川県建築士事務所協会に業務を依頼した際の一般的な金額(消費税相当額含む)です。  
 (注3) 補助額は、かかった費用の総額(消費税相当額を含む)の2分の1以内でかつ、補助限度額を超えないものとします。

耐震補強工事を行った場合には、固定資産税の減額措置及び所得税額の特別控除が受けられます。町の補助を受けて耐震補強工事を行った場合には、町が確定申告等に必要となる住宅耐震改修証明書を発行します。

## 3. 申し込みや事業に対する問合せ先

葉山町都市計画課 ☎ 046-876-1111 建築指導係(内線 354)

※ 予定件数に達した場合は、締め切らせていただきます。

『誰でもできるわが家の耐震診断』もご利用ください。

財団法人日本建築防災協会ホームページ

[http://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin\\_portal/daredemo\\_sp/](http://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/daredemo_sp/)

10問答えると  
耐震性がわかります!

裏面に続く

## 過去の大震災からの教訓

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災(震度7)では、地震を直接の死因とする5,502人のうち、約9割の4,831人は、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。

また、建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとのことで、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される前(昭和56年5月までに新築工事に着工)の建築物について耐震性の向上を図ることが重要です。

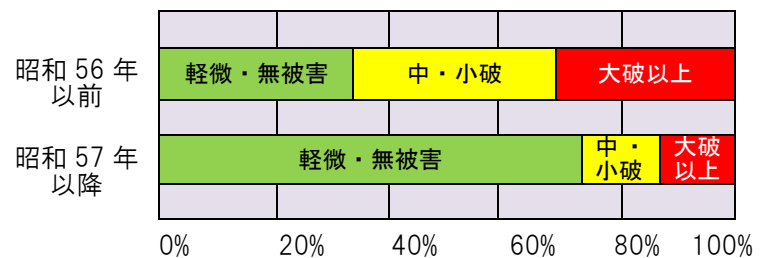
## 阪神・淡路大震災の被害等の状況

### ①死因別死者数

地震による直接的な死亡原因	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831(88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550(10%)
その他	121(2%)
合計	5,502(100%)

平成7年度版「警察白書」による死者数

### ②建築物被害(新耐震基準導入前後比較)



阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書(平成7年)による

新耐震基準が導入される以前の建築物を耐震化することは、震災直後に建物の外に避難する時間が得られます。このことは、「震災発生直後の建物の倒壊による圧迫死」及び「倒壊した建物内に閉じ込められることにより、火災による焼死や津波等による水死」から免れられることによって人命に関わる被害の減少に繋がると考えられます。平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震(震度7)の犠牲者の多くが倒壊した家屋による圧迫死であることは記憶に新しいところです。

